

## 公益財団法人報恩会石崎病院附属緑町クリニックの掲示事項

- ◆ 当院は保険医療機関の指定を受けています。
- ◆ 管理者：田中芳郎
- ◆ 指定一覧：生活保護法及び中国残留邦人等支援指定医療機関  
指定自立支援医療機関（精神通院医療）
- ◆ 診療科目：精神科 内科
- ◆ 診療時間：午前 9:30～12:00（受付 7:00～11:00）  
午後 14:00～16:00（受付 11:00～15:00）
- ◆ 休診日：土日祭日  
但し第1土曜日午前診察（第1土曜日が祭日にあたる場合は休診）
- ◆ 届出事項  
当院では、厚生労働大臣が定める以下の施設基準に適合し、関東信越厚生局長に届出を行っています。

外来・在宅ベースアップ評価料（I）
-------------------

- ◆ 療養の給付と直接関係ないサービス等の費用徴収について  
当院では、以下の項目について、その使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。

👉 保険外負担に係る費用（単位：円（消費税込））

コピー代	1面	10円
------	----	-----

👉 診断書・証明書等の文書作成に係る費用（1通につき、単位：円（消費税込））

診断書（当院規格）	4,400円	死亡診断書	11,000円
診断書（自立支援）	3,300円	保険会社診断書・証明書	11,000円
診断書（公安委員会）	4,400円	裁判用診断書	16,500円
診断書（精神障害手帳）	6,600円	診断書（成年後見制度）	16,500円
診断書（障害・遺族年金）	11,000円	証明書（当院規格）	3,300円

※その他の詳細についてはお問い合わせください。

## 明細書発行体制等加算「個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成22年4月より、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成28年4月1日より、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい

## 初診料、再診料の医療情報取得加算について

当院ではオンライン資格確認を行う体制を有しており、マイナンバーカードによる保険証（マイナ保険証）の利用や問診票などを通じて患者様の診療情報を取得、活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

2024年12月より医療情報取得加算として以下のとおり、診療報酬点数を算定しています。

初診時：医療情報取得加算 1点
再診時：医療情報取得加算 1点 ※3月に1回

正確な情報を取得、活用するためにマイナ保険証の利用にご理解ご協力をお願いします。

## 処方箋料の一般名処方加算について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。

現在、医薬品の供給が不安定な状況が続いており、処方箋には医薬品の銘柄名ではなく一般名（成分名）を記載することによって、調剤薬局において銘柄によらず供給・在庫の状況に応じて調剤できることで患者様に適切な医薬品を供給することが出来ます。

お薬についてご不明・ご心配がありましたら、お気軽に医師にご相談ください。

なお、令和6年10月1日より患者様が処方箋の一般名処方から長期収載品（先発医薬品）へ変更を希望された場合は、薬剤費の一部が「選定療養費」の対象となり、患者様にご負担いただくことがございます。

## 後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養費のご負担について

令和6年10月1日から後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある先発医薬品（長期収載品）の処方を希望される場合に、通常の自己負担とは別に選定療養としてご負担いただく仕組みが始まりました。

👉 選定療養費：患者様の選択によって生じる保健診療以外の費用

👉 選定療養費として費用がかかる場合

○対象

- ・ 外来での院外処方

○対象医薬品

- ・ 後発医薬品が発売され、5年以上経過した先発医薬品（準先発医薬品を含む）
- ・ 後発医薬品への置き換え率が50%以上の先発医薬品

○対象から除外される場合

- ・ 医師が医療上の必要性があると判断した場合
- ・ 在庫状況により、先発医薬品の提供が困難な場合

○負担額について

- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額4分の1相当の料金  
※保険給付ではないため消費税もかかります。  
※公費負担制度等を利用の場合も対象となります。

○お支払いについて

- ・ 院外処方の場合は調剤薬局となります。